

禁煙支援外来

条件を満たせば健康保険も使うことができます

喫煙は、わが国のような先進国において疾病や死亡の原因の中で防ぐことのできる單一で最大のものです。また、禁煙は、今日最も確実にかつ短期的に大量の重篤な疾病や死亡を劇的に減らすことのできる方法です。

条件を満たせば禁煙指導が、保険診療に

2005年、日本循環器学会、日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本心臓病学会、日本口腔衛生学会、日本口腔外科学会、日本公衆衛生学会の9学会が合同で、「禁煙ガイドライン」を発表しました。このガイドラインでは、「喫煙は喫煙病(ニコチン依存症+喫煙関連疾患)」という全身疾患であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」と認識されています。

さらに、ニコチン依存症と診断された患者さんのうち、禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、2006年4月より保険診療が可能となりました。保険適応のための4つの条件すべてに該当する場合は、保険診療が適応されます。条件を満たさない場合は、自由診療となります。

保険適応薬は2種類、注目の飲み薬も登場！

保険適応となる薬には、医療用のニコチンパッチと2008年5月から発売開始となったニコチンを含まない飲み薬(チャンピックス)があります。患者さんと相談して、どちらを使用するか決めます。飲み薬が発売されてから、飛躍的に禁煙持続率が向上しているように感じられます。



禁煙を考えている方、 お気軽に受診ください

当院では、毎週水曜日午前10時～12時まで禁煙支援外来を行っています。初診時に最初に2枚の問診票に記入していただき、その結果で保険適応かどうかを判定します。次に、呼気中一酸化炭素濃度を測定し、約30～40分かけてタバコの健康に及ぼす影響をスライドや動画を用いて解説、薬の使用方法を説明します。再診日は水曜日に限定せず、患者さんの都合に合わせて調整しています。

禁煙を考えている方は、気軽な気持ちで禁煙支援外来を受診してください。

禁煙治療に 健康保険を 使うための条件

- 1.直ちに禁煙しようとを考えている
- 2.ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上
- 3.プリンクマン指数(1日喫煙本数×喫煙年数)が200以上
- 4.禁煙治療を受けることを文書により同意している



ニコチンパッチ



チャンピックス

皮膚からニコチンが吸収され、禁断症状を抑えます。8週間使用した場合の自己負担額(3割負担の場合):約12,000円

ニコチンを含まない飲み薬、喫煙の満足感も抑えます。12週間使用した場合の自己負担額(3割負担の場合):約18,000円



担当医の大木清司医師、禁煙治療のエキスパートです。

